

招集告示年月日		平成 29 年 4 月 21 日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	平成 29 年 4 月 25 日午前 10 時 00 分			閉 会	平成 29 年 4 月 25 日午前 10 時 39 分		
	議席番号	議 員 名	応招等の別		議席番号	議 員 名	応招等の別
応招・ 不応招	1 番	半 戸 義 昭	応・出	8 番	津 端 眞 一	応・出	
	2 番	村 山 道 明	応・出	9 番	大 平 謙 一	応・出	
	3 番	石 田 タ マ エ	応・出	10 番	河 田 強 一	応・出	
	出席・ 欠席の別	4 番	風 卷 光 明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出
		5 番	恩 田 稔	応・出	12 番	吉 野 徹	応・出
		6 番	栞 原 洋 子	応・出	13 番	桑 原 悠	応・出
		7 番	中 山 弘	応・出	14 番	草 津 進	応・出
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者	
	町 長	上 村 憲 司	○	税務町民課長	高 橋 隆 明	○	
	副 町 長	小 野 塚 均	○	地域振興課長	江 村 善 文	○	
	教 育 長			建 設 課 長			
	農 業 委 員 会 長			教 育 委 員 会 教 育 次 長			
	監 査 委 員			会 計 管 理 者			
	総 務 課 長	根 津 和 博	○	病 院 事 務 長			
	福 祉 保 健 課 長	高 橋 秀 幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議 会 事 務 局 長	村 山 詳 吾	議 会 事 務 局 班 長	石 沢 和 也		
会議録署名議員	3 番	石 田 タ マ エ	10 番	河 田 強 一			

[付議事件]

(4月25日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認について（津南町税条例の一部改正）
- 日程第4 議案第34号 平成29年度津南町一般会計補正予算（第1号）

## 議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから平成 29 年第 2 回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、3 番、石田タマエ議員、10 番、河田強一議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

承認第 2 号 専決処分の承認について（津南町税条例の一部改正）

議長（草津 進）

承認第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

承認第2号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、津南町税条例の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行する事項もありましたので、4月1日付で専決処分をさせていただいたものであります。細部につきましては、税務町民課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

3点、お伺いします。

21条についてなのですが、この条項そのものの中身について伺いたいのです。株式等で収入を得た、株で儲けた人に対しては、非常に優遇されているというのがあるわけなのですが、その中身なのかどうかということなのですが、これは特定配当、それから、文言が変わりましたよね。特定株式等の譲渡所得の金額申請書ということですが、これは、申請しても所得割の課税が掛からない、適用しないという意味でよろしいのでしょうか。それが1点。

19ページにグリーン化特例の2年延長というのがありましたけれども、エコカー（の普及）が進むということは良いことだと思うのですが、非常に長い距離、10年くらい乗った車に対しての税金が今度は高くなったというところについては、納得できない部分があるのですけれども、このグリーン化特例ということで、収入としては減るということで理解していいのでしょうか。どのくらい影響があるのか、お聞かせください。

それと、先ほどの説明の一番最後に、資料の1枚ものということでおっしゃった個人町民税の所得割の非課税の範囲等というこの条例は、配偶者控除の関係として理解していいのか。そうすると、配偶者控除の見直しが行われたわけなのですが、これ自体はその中身になっているのかどうかをもう一度お聞かせください。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

最初の21条の部分でございますが、特定配当、上場株式等に係る配当所得という部分になるかと思えます。それから、特定株式等譲渡所得については、その株式等を譲渡した際に発生

する所得というかたちになるのだと理解しているわけですが、この部分について提出されました申告書に記載された事項を勘案して、町長が課税方式を決定できるということを明らかにしたということになっている部分でございます。

それから、グリーン化特例の軽自動車の部分でございますが、経年で長く乗っている車についての改正は、この中ではないという部分でございます。グリーン化特例でどのくらいの影響が出るかというのは、試算をしていないので、私のほうで今お答えできないわけでございます。その辺の部分は試算がないので、お答えできないということで御了承いただきたいと思っております。

それから、最後の議員がおっしゃる配偶者控除の部分でございます。配偶者控除がちょっと変更になるわけですが、この部分については、町のほうで試算を若干してあります。配偶者控除につきましては、今のところ納税者の所得の上限はないわけですが、新しい条例になりますと、1,000万円以上の所得になると対象にならないというかたちでございます。平成27年分の所得で調べさせていただいたのですけれども、影響が出る部分については、4人くらいだということでございます。影響額は、約8万円の増税になるという試算になってございます。それから、配偶者特別控除の部分についてでございますが、改正前が38万円から76万円未満の所得の方が対象になっておりますが、その所得金額が今度は、38万円から123万円まで上がるというかたちになってございます。なお、その所得についても、900万円以下、900万円から950万円以下、950万円から1,000万円という段階があるわけですが、段階によって若干控除額が変わってくるということでございます。あと、配偶者特別控除について、把握できる範囲で津南町の中で影響額がどのくらいあるのかということをお試算させていただいたことについては、対象者は200人程度いらっしゃるって、減税見込が135万円程度になるという試算になってございます。適用額が拡大される配偶者所得76万円以上の方については、データの収集が不可能だということで収集されていないわけですが、把握の範囲では、おおむね135万円程度が減額になるというかたちで、この部分については、国費で補填されるという予定になっているということでございます。

以上でございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

21条についてもう一度お伺いするのですが、この改正は、各市町村で市町村長の判断で課税できることになるということでしょうか。もう一度、お伺いします。

それと、最後の配偶者控除の関係ですけれど、改正によって今までは103万円でしたか、それ以上働くと控除がなくなるとか社会ではいろいろ言われていますが、配偶者控除の見直しで女性が積極的に社会に出るというようなことというのは、この改正によっての影響というのはどう考えますか。その2点についてお願いいたします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

最初の 21 条につきましては、課税方式を町長が決定できるというかたちになると理解しております。

配偶者控除の部分につきましては、今までより上限が上がりましたので、若干、女性の社会進出には貢献できるというか、ある程度、もうちょっと枠は広がるのかなとは理解しております。

以上です。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

21 条についてなのですが、町長ができるということが出たわけなのですが、これは、各市町村によって差が出るのかどうか。全部の市町村が課税するということになるのかどうかということなのですけど。例えば津南町が、町長がやるというふうに決めた場合、課税の基準というのはあるのでしょうか。どのくらい課税するというようなことがはっきりしているのかどうか、お願いします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

申告書が提出された場合によって、所得割から 5 分の 3 を控除するという、いわゆる額は決まっていると理解しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（草津 進）

12 番、吉野徹議員。

（12 番）吉野 徹

すみません、課長。基本的なことになるのですが、教えてください。この中に、特定被災共用土地という言葉とか被災市街地復興推進地域という言葉が出てきますけれども、この指定というのは、今は各市町村長が行なうのでしょうか。それとも、県が行なうのでしょうか。国が行なうのか分からないのですが、そのなかで各関係市町村長が指定をして県が許可をすとか、国が許可をすとか、そういったことなのですか。教えてください。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

被災市街地復興推進地域につきましては、都市計画区域が条件となっております。都市計画につきましては、今のところ町では定めていないという部分でございますので、津南町では今のところは対象になっていないということであります。最近だと、きっと糸魚川市の大火で当該地域が指定されるような可能性があるのかなと理解しております。

議長（草津 進）

12番、吉野徹議員。

（12番）吉野 徹

では、その中で後段に、優良住宅地という言葉が出てきますけれども、これも関係市町村が認定するのではなくて、これは誰がこういった指定を認定するのでしょうか。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

認定優良住宅地等についてということですが、この部分については、劣化対策とか耐震性、それから、バリアフリーとか省エネルギーとか、いろいろな各項目の基準をクリアして認定された住宅と理解しております。

以上でございます。

議長（草津 進）

12番、吉野徹議員。

（12番）吉野 徹

そうしますと、優良住宅地の指定とか特定被災共用土地、被災市街地復興推進地域につきましては、これは文言のことでありまして、我が町には今のところ関係ないということによろしいですね。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

そういう理解でよろしいかと思えます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 4

### 議案第34号 平成29年度津南町一般会計補正予算（第1号）

議長（草津 進）

議案第34号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

今回の補正につきましては、福祉保健課関係で社会福祉寄附金を頂いたことによる障害者福祉費の増。地域振興課関係でニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金との増と、これに関連した「ニュー・グリーンピア津南」の整備費の増であります。

細部につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

2点、お伺いいたします。「ニュー・グリーンピア津南」の修繕費の3,150万円の内訳の中で、非常用蓄電池の更新2か所54個となっていると思います。これで約1,000万円と聞いていますけれども、全体で600個ほどありますから、この54個ですと1割にも満たないわけでありまして、もし仮に全部、寿命がとか老朽化で換えるとするとも1億円を超えると推定しています。残りの550個くらいですか。これは、どのような計画で換えようとしているのか。まだまだ十分もつというふうに判断されているのか、お教えいただきたいということと、これは主に多量な蓄電池ですので、どういった電源に供給されているのかということ。この2点について、お伺いしたいと思います。



議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（江村善文）

蓄電池については、今、風巻議員が言われたとおりなのですけれども、毎年、順番に更新をしております。一昨年にも350個ほど更新を。あれは、開閉所の中にある蓄電池、それと、東館にある蓄電池の交換をしております。私が担当する前のほうはちょっと記憶していませんが、そういうことで順次、今までも更新をしておりました。まだ残りは今後もあるわけなのですけれども、これについては、電気主任技術者の方と相談しながら、今後も順次更新をしていくことになると思います。ただ、数があとどのくらいあって、どのくらい更新するのかというのは、まだ把握しておりません。

それから、蓄電池については非常用、要は停電になったときの機械等の運行をするためでございます。基本的にはエレベータ等は使えませんので、エレベータを下の階に動かしてドアを手動で開けるようになりますけれども、そういうもの。あとは、各館内の照明等の非常用の発電ですね。夜間等に停電になった場合の非常用の発電ということで、時間がどのくらいもつかというのは、すみません、調べておりません。そういうことで、お願いしたいと思います。

議長（草津 進）

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

ただ今の答弁で、「一昨年に350個換えました。」とおっしゃいましたね。この単価でいけば、3,500万円ほど拠出しているわけなのですけれども、私はどうもそういった修繕の議案が出たことを記憶していません。それはそれとして、まだ半分くらい換えなければいけないということですよ。だから、結局、このバッテリーの交換だけで1億円掛かるので、例えば町からの積立金は1億円限度でしかないわけで。バッテリーだけでこのくらい使ってしまうので、これから先、何年後にどういう状態になったら何個換えるんだという計画がないと、余りにも毎年少しずつ換えていくということでは、私は理解ができないので、その辺のバッテリーの交換というのが、今後どういうふうになるのかということを一今日でなくて結構ですけれども一お調べいただいて、また機会があれば御報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（江村善文）

調べて報告したいと思います。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 34 号について採決いたします。

議案第 34 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成 29 年第 2 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

— (午前 10 時 39 分) —